

規制区域や許可基準の見直し

これまで茨城県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の規制を行ってきましたが、これからは土浦市屋外広告物条例に基づき規制を行いません。景観計画に定める重点地区や景観形成方針を基に規制区域や許可基準を見直すことで、本市を代表する景観資源である霞ヶ浦や筑波山を始めとした自然景観、それらを望む眺望景観、歴史景観、文化景観などの保全を図ります。

市条例制定による主な変更点

1. 地域特性に応じた規制・誘導の見直し

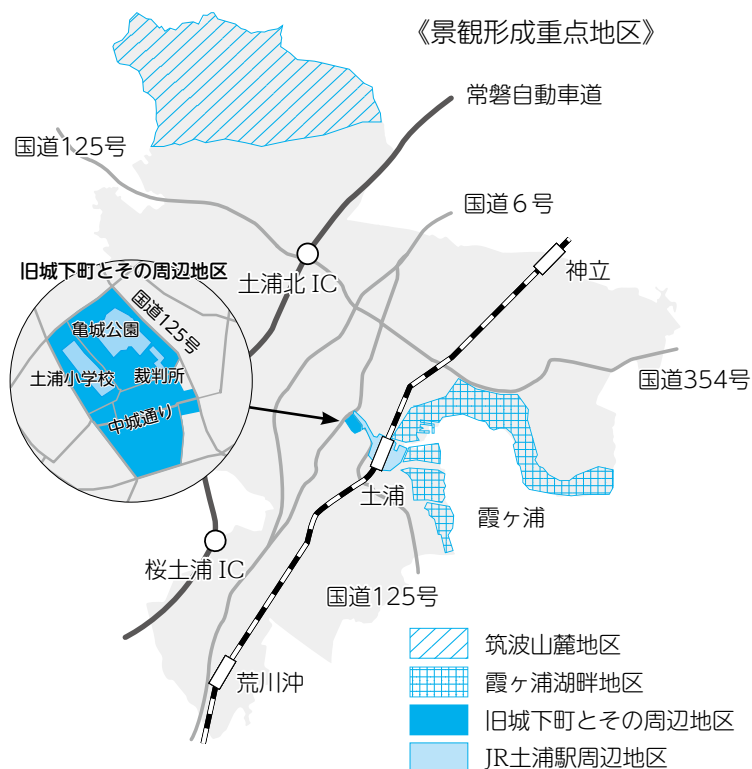
- ・「筑波山麓地区」、「霞ヶ浦湖畔地区」、市街化調整区域については広告物の高さを制限する。
- ・「旧城下町とその周辺地区」については屋外広告物特別誘導地区(重点的に広告物景観を誘導していく地域)として指定を行う。

2. 区域や許可基準などを実情に合った基準へ見直し

- ・大規模交差点において乱雑に掲出されている野立広告物について、整然とした掲出方法に誘導していく。
- ・許可期間や手数料などの基準の見直しを行い、掲出者が申請しやすくする。

3. 禁止地域や適用除外の見直し

- ・公共施設などにおいて一律に屋外広告物を禁止するのではなく、地域の公共的な取り組みや公共施設の維持管理の費用の一部に充てるための広告掲出については、一定の条件に基づき禁止地域、禁止物件にも表示できるようにする。
- ・県条例で指定されていた禁止地域の見直しを行う。



屋外広告物の安全点検について

許可期間満了後、継続して屋外広告物を表示する際は、改めて許可を受ける必要があります。その際は、申請書に併せて、専門的知識を持つ管理者が行った安全点検の結果の提出が必要です。

屋外の過酷な環境で表示されている広告物は思っている以上に劣化や腐食が進んでいる場合があり、過去には市街地における落下事故など、重大な事故も起きています。日頃から安全管理を徹底しましょう。

既存の屋外広告物について(経過措置)

県の条例に基づき適法に設置されている屋外広告物については、市の条例施行後も除却するまでは引き続き表示できるよう経過措置を設けます。

美しい広告景観の創造を目指して

土浦市屋外広告物条例制定 (平成30年4月1日施行)

関都市計画課(☎826-1111 内線2361)

市は景観の向上に向けて数々の施策に取り組んでいます。景観法の諸制度を活用しながら、主体的な景観行政を推進するために平成21年9月1日に景観行政団体となり、平成23年10月1日に景観計画の策定、景観条例の一部施行、平成24年4月1日から全面施行および届出制度を開始しました。次の段階として、景観上重要な要素である屋外広告物についても必要な規制誘導を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止を図っていくために土浦市屋外広告物条例を定め、屋外広告物行政と景観行政を一体的に行っていきます。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示」されるものです。看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板などをいい、建物に表示される文字やシンボルマーク、商標なども屋外広告物に含まれます。また、商業広告だけでなく、営利を目的としないものも屋外広告物となり、これらは一部の例外を除き、許可を受けて表示する必要があります。

《許可が必要な屋外広告物の例》

